

西郷村外国語指導助手（ALT）派遣業務 に係る公募型プロポーザル実施要綱

1. 適用範囲

本実施要綱は、「西郷村外国語指導助手（ALT）派遣業務」のプロポーザル方式による業者選定実施にあたり、必要事項及び手続き等に適用する。

2. 趣旨

西郷村では、外国語教育及び国際理解教育を推進しており、外国語指導の教授方法や指導内容を充実させることが重要なテーマとなっている。

そのため、中学校においては学習指導要領や指導計画をよく理解して支援業務を実践でき、また小学校や幼稚園においても外国語教育や国際理解への入り口として外国語に触れる機会を提供できる豊かな人材を配置することとする。

こうした外国語及び国際理解教育の環境を整えるため、外国語指導助手派遣業務に精通し、確かな実績とノウハウを持つ事業者に本業務を依頼するため、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行うものである。

3. 事業の概要

（1）業務名

西郷村外国語指導助手（ALT）派遣業務

（2）就業場所

【熊倉小学校・小田倉小学校・米小学校・羽太小学校・川谷小学校・西郷第一中学校・西郷第二中学校・川谷中学校・村立西郷幼稚園】

（3）業務の目的

グローバルな人材を育成するため、英語教育の充実と国際理解教育の推進を図る。

小学校や幼稚園では、聞くことを中心に外国語に慣れ親しませ、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。

また、中学校では、英語科においてネイティブ・スピーカーの協力を得て、活発な言語活動を取り入れた授業を展開することで、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどをバランスよく育成し、コミュニケーション能力の基礎を養う。

（4）業務内容

ア 国際理解教育、英語教育への支援

イ 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等作成時の情報提供及び企画提案

ウ 中学校における英語授業の支援並びに使用する教材研究、教材作成及び教材提供

エ 小学校や幼稚園における外国語活動授業及び英語活動授業の支援

オ 小中学校教員の外国語研修の支援

カ その他教育委員会と派遣元事業者において協議の上決定した業務

(5) 契約（派遣）期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。

(6) 業務実施上の条件

ア 英語を母語とする者又はこれと同等と認められる者であること。

イ 業務実施日は、原則として学校が休業日以外の月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く）とする。

ウ 業務実施時限の割り振りは、学校運営の必要に応じ、教育委員会と派遣元事業者が協議して定める。

エ 学校行事の都合により、業務実施日程を振替える場合もあるものとする。

オ 外国語活動、英語活動に関する学校行事に参画する。

カ 配置人数は 5 名とし、派遣業務の実施は各学校の勤務時間内とする。

キ 配置する ALT の内、特定の ALT 3 名以上を小中学校に常駐させることとする。

(7) 見積上限額

88,000,000 円(消費税込)

4. 参加条件等

参加条件等は以下のとおりとし、いずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国、福島県及び本村から指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 西郷村暴力団排除条例(平成 24 年西郷村条例第 6 号)に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団の利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- (5) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 労働派遣事業の許可を有していること。
- (7) 直近 5 年(令和 3 年度～令和 7 年度)の間で、1 自治体 5 名以上の A L T を 2 年以上継続して派遣した実績があること。
- (8) 過去 5 年以内に、出入国管理及び難民認定法による処分を受けていないこと。かつ、事業主が労働基準法等に違反し、処分を受けたことがないこと。

5. プロポーザルの提出書類

次に掲げる書類を提出すること。また、本要綱に様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

(1) プロポーザル参加申込書

プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）に従い記入し、記名捺印の上、提出すること。

(2) 企画提案書

企画提案書は、A4 縦型とし、左上をホチキス等で綴じ 11 部及び PDF1 部を提出すること。

仕様書に従い、提供できるサービス内容について、以下の内容に基づき記載すること。

- ア 会社概要
- イ ALT 配置実績
- ウ 英語教育に関する研究・取組み
- エ ALT の効果的な活用
- オ ALT の採用
- カ ALT の研修
- キ ALT の管理
- ク 危機管理体制
- ケ 法令順守
- コ 提案

(3) 参考見積書（様式第 4 号）

本業務の参考見積書（年額、総額を記載）を提出すること。

(4) 質問書

提出書類作成にあたって質問がある場合は、質問書（様式第 2 号）に質問内容、提案者の会社名、担当者名、電話番号、E-mail アドレスを記載し、事務局へ電子メールにて送付すること。質問書への回答（様式第 3 号）は本プロポーザルの Web ページに掲載する。

6. 提案書等の提出手続きについて

(1) 提出場所

西郷村教育委員会 学校教育課
〒961-8501
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40 番地
電話 0248-25-2370
E-mail gakkou@vill.nishigo.lg.jp

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出期日

スケジュールを参照のこと

(4) その他

ア 企画提案書には、提案事業者名を特定できる情報を記載してはならない。

イ 提出後における提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

7. プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日時

令和 8 年 11 月 18 日（水） 午後 1 時 30 分～予定

※プレゼンテーション等の詳細な実施時間については、別途通知する。

(2) 実施場所

西郷村総合庁舎 1 階 小会議室（NiCo まる広場隣接側）

(3) 時間構成

30 分（プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 10 分以内）

(4) 出席者

最大 3 名とする。

(5) 留意事項

ア プレゼンテーションは、参加者名は非公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。

イ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、投影するデータを令和 8 年 11 月 10 日(火)16 時までにメール等で事務局宛てに提出すること。

ウ 投影する画像データは、Microsoft PowerPoint 又は Adobe PDF に限り、事務局に事前に提出すること。

エ 事務局でノートパソコン、プロジェクター及びスクリーンを用意する。

オ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順により決定し、別途通知する。

8. 審査及び特定結果の公表

- (1) 提出された企画提案書等並びにプレゼン等の説明、質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者 1 者及び次順位 1 者を特定する。なお、審査は西郷村外国語指導助手（ALT）派遣業務に関する公募型プロポーザル審査委員会により非公開で実施する。

※審査委員会構成：小学校長、中学校長、外国語教育推進リーダー、総務部長、学校教育課指導主事の 5 名である。

- (2) 評価基準は、別表「評価基準」のとおりとする。なお、審査委員会の採点が 60%に満たない参加者は、失格とする。

(3) 審査結果通知

全ての参加者に対して、電子メールで通知する。

(4) 無効となるプロポーザル

プロポーザルが以下の条件に該当する場合は、無効となることがある。

ア プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

イ プロポーザルに記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

ウ 虚偽の内容が記載されている場合。

- (5) 企画提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。

- (6) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求及び意見等は受付けない。

9. 業務委託契約

最優秀者と業務内容について協議し、契約を締結するための仕様書等の調整を行い、契約を締結するものとする。なお、業務委託金額は、参考見積価格の金額に消費税を加算した額を上限とする。ただし、協議が整わない場合、または契約締結時までに失格事項に該当した場合は、次順位者を最優秀者とみなし、契約交渉を行うものとする。

10. その他

- (1) プロポーザルに要した費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書その他提出資料については返却しない。
- (3) 西郷村は、当該派遣業務契約にあたり、特定された業者のプロポーザルの内容により拘束は受けないものとする。
- (4) 参加表明者が1者であっても本プロポーザルは実施する。

11. プロポーザル実施スケジュール

令和 8 年 10 月 9 日 (金)	公告
令和 8 年 10 月 22 日 (木) 16 時	質問書の提出期限
令和 8 年 10 月 27 日 (火) 17 時	質問に対する回答
令和 8 年 10 月 29 日 (木) 16 時	参加申込書の提出期限
令和 8 年 11 月 2 日 (月)	資格審査通知・企画提案書提出依頼
令和 8 年 11 月 10 日 (火) 16 時	企画提案書及びプレゼンテーション投影データの提出期限
令和 8 年 11 月 18 日 (水)	プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施予定
令和 8 年 11 月 25 日 (水)	審査結果通知
令和 8 年 12 月中	契約締結
令和 9 年 4 月～	派遣開始

■問い合わせ先

西郷村教育委員会 学校教育課

住所 福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40 番地

電話 0248-25-2370

FAX 0248-25-2689

E-mail gakkou@vill.nishigo.lg.jp